

平成 28 年度  
(2016 年度)

秦野市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

秦野市監査委員



(写)

F No. 0 · 8 · 3 (A)

平成 29 年 8 月 28 日

秦野市長様

秦野市監査委員 井上文男

秦野市監査委員 荒川裕美子

秦野市監査委員 諸星光

平成 28 年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書  
について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 28 年度秦野市健全化判断比率並びに水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足比率を審査したので、別添のとおり意見書を提出します。



## 目 次

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	審査の概要	2
	(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象範囲	2
	(2) 健全化判断比率の状況	3
	ア 実質赤字比率	3
	イ 連結実質赤字比率	4
	ウ 実質公債費比率	5
	エ 将来負担比率	7
	(3) 資金不足比率の状況	8
	ア 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）	9
	イ 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）	10
6	審査の所見	12
	(1) 健全化判断比率について	12
	(2) 資金不足比率について	12



# 平成28年度秦野市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 1 審査の対象

- (1) 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

- (1) 健全化判断比率  
平成29年7月20日から同年8月22日まで
- (2) 資金不足比率  
平成29年6月1日から同年8月22日まで

## 3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、指標の算定に誤りがないか、書類が適正に作成されているかどうかに主眼を置き、関係部課からの説明を受け、審査を実施しました。

## 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した各書類は、指標の算定に誤りがなく、かつ適正に作成されているものと認められました。

## 5 審査の概要

### (1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の対象となる本市の会計と団体の範囲は、次の図のとおりです。

なお、下水道事業については、平成28年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しています。

法律上の会計区分	本市の会計区分	健全化判断比率	資金不足比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率 連 結 実 質 赤 字 比 率	
一般会計等以外の特別会計 (公営企業に係る会計を除く。)	国民健康保険事業特別会計	実質公債費比率	
	介護保険事業特別会計	将来負担比率	
	後期高齢者医療事業特別会計		
公営企業に係る会計	水道事業会計		<input type="checkbox"/>
	公共下水道事業会計		<input type="checkbox"/>
一部事務組合・広域連合	秦野市伊勢原市環境衛生組合		
	金目川水害予防組合		
	神奈川県後期高齢者医療広域連合		※公営企業会計ごとに資金不足比率を算定
地方公社・第三セクター等	秦野市土地開発公社		
	秦野市学校保全公社		
	秦野市スポーツ協会		

## (2) 健全化判断比率の状況

本市の健全化判断比率の状況は、次表のとおりです。

区分	(単位：%)			
	28年度	27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.85	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.85	30.00
実質公債費比率	3.4	3.4	25.0	35.0
将来負担比率	31.7	34.2	350.0	—

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と表示しています。  
 2 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、実質赤字比率は11.25%～15%の範囲で、連結実質赤字比率は16.25%～20%の範囲で、毎年度の標準財政規模に応じて設定されています。  
 3 連結実質赤字比率の財政再生基準は30%です。(3年間の経過的な基準(平成21・22年度は40%、平成23年度は35%)が設けられていました。)  
 4 将来負担比率では、財政再生基準は設けられていません。

健全化判断比率には、財政を早期に健全化すべき基準と再生すべき基準の2段階の基準が設けられています。健全化判断比率の各比率のうち、その数値が一つでも基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、早急に財政の健全化を図らなければなりません。

本市の健全化判断比率は、いずれも基準未満となっています。

本市の健全化判断比率の各比率の状況は、次のとおりです。

### ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市の一般会計の実質収支額等の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の実質収支額は16億179万2千円の黒字ですが、前年度と比較

すると、12億4639万円（43.8パーセント）の減となっています。

前年度に引き続き実質赤字額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として実質赤字比率を計算すると、マイナス5.50パーセントで、前年度と比較すると、4.26ポイントの増となっています。

(単位：千円、%、ポイント)

区分	28年度	27年度	比較増減	対前年度伸率
一般会計の実質収支額 A	1,601,792	2,848,182	△ 1,246,390	△ 43.8
標準財政規模 B	29,093,432	29,172,129	△ 78,697	△ 0.3
実質赤字比率の計算値 A/B × 100	△ 5.50	△ 9.76	4.26	
実質赤字比率	—	—	—	

(注) 1 実質赤字比率の計算値は、実質収支が黒字である場合は、△(負の値)で表示されます。

2 実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と表示しています。

なお、標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいい、健全化判断比率を計算するうえで、その算式の分母となる重要な数値となっています。

本市の標準財政規模の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の標準財政規模は290億9343万2千円で、前年度と比較すると、7869万7千円（0.3パーセント）の減となっています。

(単位：千円、%)

区分	28年度	27年度	比較増減	対前年度伸率
標準財政規模 ①～③の計	29,093,432	29,172,129	△ 78,697	△ 0.3
① 標準税収入額等	25,197,657	24,919,638	278,019	1.1
② 普通交付税額	2,071,357	2,102,419	△ 31,062	△ 1.5
③ 臨時財政対策債発行可能額	1,824,418	2,150,072	△ 325,654	△ 15.1

#### イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市の連結実質収支額等の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の連結実質収支額は、43億2641万5千円の黒字ですが、一般会計が大幅に減少したこと及び下水道事業が公営企業会計に移行した影響から、前年度と比較すると、12億7980万円（22.8パーセント）の減となっています。

前年度に引き続き連結実質赤字額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として連結実質赤字比率を計算すると、マイナス14.87パーセントで、前年度と比較すると、4.34ポイントの増となっています。

（単位：千円、%、ポイント）

区分	28年度	27年度	比較増減	対前年度伸率
全会計の連結実質収支額 A B～Dの計	4,326,415	5,606,215	△ 1,279,800	△ 22.8
一般会計の実質収支額 B	1,601,792	2,848,182	△ 1,246,390	△ 43.8
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額 ①～③の計 C	594,678	551,776	42,902	7.8
① 国民健康保険事業特別会計	225,157	283,709	△ 58,552	△ 20.6
② 介護保険事業特別会計	258,521	164,492	94,029	57.2
③ 後期高齢者医療事業特別会計	111,000	103,575	7,425	7.2
公営企業会計の資金剰余額 D ④、⑤の計	2,129,945	2,206,257	△ 76,312	△ 3.5
④ 水道事業会計	1,690,007	1,327,510	362,497	27.3
⑤ 公共下水道事業会計 (27年度は下水道事業特別会計)	439,938	878,747	△ 438,809	△ 49.9
標準財政規模 E	29,093,432	29,172,129	△ 78,697	△ 0.3
連結実質赤字比率の計算値 A/E × 100	△ 14.87	△ 19.21	4.34	
連結実質赤字比率	—	—	—	

(注) 1 連結実質赤字比率の計算値は、連結実質収支が黒字である場合は、△(負の値)で表示されます。

2 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、「-」と表示しています。

#### ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、次の算式によります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均)

(注) 1 準元利償還金とは、①から⑤までの合計額です。

- ①満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金に相当するもの(年度割相当額)
- ②公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰出金
- ③一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤一時借入金の利子

2 特定財源とは、元利償還金・準元利償還金の財源に充てられた特定の歳入の額です。

3 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額です。

本市の実質公債費比率の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の実質公債費比率（3か年平均）は3.4パーセントで、前年度と同率になっており、早期健全化基準の25パーセントと比較すると、これを下回っています。

(単位：千円、%、ポイント)

区分	28年度	27年度	26年度	28-27年度 比較増減	28-27年度 伸率
地方債の元利償還金 A	3,467,578	3,680,705	3,936,507	△ 213,127	△ 5.8
準元利償還金 B ①～⑤の計	2,489,288	2,111,216	2,046,826	378,072	17.9
満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金に相当するもの (年度割相当額)	0	0	0	0	—
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる一般会計等からの繰出金	2,046,036	1,914,936	1,865,546	131,100	6.8
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	304,715	55,689	35,492	249,026	447.2
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	138,537	140,591	145,788	△ 2,054	△ 1.5
一時借入金の利子	0	0	0	0	—
特定財源 C	1,518,363	1,428,958	1,605,093	89,405	6.3
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D	3,513,951	3,384,216	3,656,466	129,735	3.8
標準財政規模 E	29,093,432	29,172,129	28,946,050	△ 78,697	△ 0.3
実質公債費比率(単年度) ((A+B)-(C+D))/(E-D)×100	3.61443	3.79537	2.85404	△ 0.18094	△
実質公債費比率 (3か年平均)	3.4	3.4	3.5	0.0	△

## エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、次の算式によります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(注) 1 将来負担額とは、①から⑧までの合計額です。

- ①一般会計等の当年度の前年度末における地方債現在高
  - ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ④組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ⑥設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
  - ⑦連結実質赤字額
  - ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額
- 2 充当可能基金額とは、将来負担額に充てることができる基金の当年度末における現在高です。
- 3 特定財源見込額とは、将来負担額に充てることができる特定の歳入の見込額です。
- 4 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、今後、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金及び準元利償還金の額です。

本市の将来負担比率の状況は、次表のとおりとなっており、当年度の将来負担比率は31.7パーセントで、前年度と比較すると、2.5ポイントの減となっています。これは、分子を構成する将来負担額について、退職手当負担見込額、組合等の地方債元金償還に充当する負担見込額などが減少したことに加え、将来負担額に充当することができる特定財源見込額が増加したことによるものです。

早期健全化基準の350パーセントと比較すると、これを下回っています。

(単位：千円、%、ポイント)

区分	28年度	27年度	比較増減	対前年度伸率
将来負担額 A ①～⑧の計	71,915,791	72,059,160	△ 143,369	△ 0.2
① 一般会計等の当年度末における地方債現在高	32,967,505	32,985,420	△ 17,915	△ 0.1
債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）	2,058,919	2,173,683	△ 114,764	△ 5.3
一般会計等以外の会計の地方債 ③ の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	24,831,729	23,872,215	959,514	4.0
組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	3,103,127	3,463,100	△ 359,973	△ 10.4
退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額	6,775,769	7,213,221	△ 437,452	△ 6.1
⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	2,178,742	2,351,521	△ 172,779	△ 7.3
⑦ 連結実質赤字額	0	0	0	—
組合等の連結実質赤字額相当額 ⑧ のうち、一般会計等の負担見込額	0	0	0	—
充当可能基金额 B	5,340,263	5,166,928	173,335	3.4
特定財源見込額 C	15,107,222	14,354,633	752,589	5.2
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 D	43,355,019	43,696,433	△ 341,414	△ 0.8
標準財政規模 E	29,093,432	29,172,129	△ 78,697	△ 0.3
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F	3,513,951	3,384,216	129,735	3.8
将来負担比率 (A-(B+C+D))/(E-F)×100	31.7	34.2	△ 2.5	

### (3) 資金不足比率の状況

資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

本市の資金不足比率の状況は、次表のとおりです。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率		
	28年度	27年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
公共下水道事業会計 (27年度は下水道事業特別会計)	—	—	20.0

(注) 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

資金不足比率には、公営企業の経営を健全化すべき基準が設けられており、公営企業会計ごとに経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、早急に経営の健全化を図らなければなりません。

本市においては、下水道事業が平成28年度から公営企業会計に移行しましたが、水道事業会計及び公共下水道事業会計ともに資金不足額が発生していないため、該当の数値はありません。

本市の公営企業に係る各会計の資金不足比率の状況は、次のとおりです。

ア 水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

地方公営企業法適用企業の資金不足比率は、次の算式によります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\left. \begin{aligned} \text{資金不足額} &= (\text{流動負債} + \text{算入地方債} - \text{流動資産}) \\ &\quad - \text{解消可能資金不足額} \\ \text{事業規模} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \end{aligned} \right\}$$

- (注) 1 流動負債とは、流動負債の額から控除すべき額を控除した額です。  
2 算入地方債とは、建設改良費及び準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定する経費）以外の経費に充てるために起こした地方債の当年度末現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの当年度末現在高を控除した額です。  
3 流動資産とは、流動資産の額から控除すべき額を控除した額です。  
4 地方公営企業会計制度見直しに伴う経過措置として、流動負債に計上される引当金及びリース債務、流動資産に係る貸倒引当金は、資金不足比率には算入されていません。  
5 解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のことです。

本市の水道事業会計の資金剰余額等の状況は、次表のとおりとなっており、水道料金の改定に伴う給水収益の増加及び県水受水費の減少などにより、当年度の資金剰余額は16億9000万7千円で、前年度と比較すると、3億6249万7千円（27.3パーセント）の増となっています。

前年度に引き続き資金不足額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として資金不足比率を計算すると、マイナス76.1パーセントで、前年度と比較すると、9.1ポイントの減となっています。

(単位：千円、%、ポイント)

区分	28年度	27年度	比較増減	対前年度伸率
資金剩余額	1,690,007	1,327,510	362,497	27.3
資金不足額 A (①+②-③)-④	△ 1,690,007	△ 1,327,510	△ 362,497	△ 27.3
① 流動負債	198,426	152,692	45,734	30.0
② 算入地方債	0	0	0	—
③ 流動資産	1,888,433	1,480,202	408,231	27.6
④ 解消可能資金不足額	0	0	0	—
事業規模 B	2,221,353	1,982,830	238,523	12.0
資金不足比率の計算値 A/B × 100	△ 76.1	△ 67.0	△ 9.1	
資金不足比率	—	—	—	

- (注) 1 資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剩余額を表します。  
 2 資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△(負の値)で表示されます。  
 3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

#### イ 公共下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

平成28年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計に移行したため、資金不足比率は水道事業会計と同様の算式によります。

なお、平成27年度における地方公営企業法非適用企業の資金不足比率は次の算式によります。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{資金不足額} = \text{歳出額} + \text{算入地方債} - (\text{歳入額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}) - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

(注) 算入地方債とは、建設改良費及び準建設改良費（地方債に関する省令第12条に規定する経費）以外の経費の財源に充てるために起きた地方債の当年度末現在高です。

本市の公共下水道事業会計の資金剩余额等の状況は、次表のとおりとなつており、当年度の資金剩余额は4億3993万8千円で、平成28年度から公営企業会計に移行したことにより単純に比較できませんが、前年度と比べ4億3880万9千円(49.9パーセント)の減となつています。

前年度に引き続き資金不足額は発生していないため該当の数値はありませんが、参考として資金不足比率を計算すると、マイナス17.6パーセントで、前年度と比較すると、18.0ポイントの増となつています。

(単位：千円、%、ポイント)

区分	28年度 (法適用)	27年度 (法非適用)	比較増減	対前年度 伸率
資金 剰 余 額	439,938	878,747	△ 438,809	△ 49.9
資金 不 足 額 A				
28年度=((①+③-④)-⑦)	△ 439,938			
27年度=②+③-(⑤-⑥)-⑦		△ 878,747	438,809	49.9
① 流動負債	1,028,306	—	—	—
② 歳出額	—	5,635,901	—	—
③ 算入地方債	0	0	—	—
④ 流動資産	1,468,244	—	—	—
⑤ 歳入額	—	6,522,684	—	—
⑥ 翌年度に繰り越すべき財源	—	8,036	—	—
⑦ 解消可能資金不足額	0	0	—	—
事業規模 B	2,497,392	2,468,827	28,565	1.2
資金不足比率の計算値 A/B×100	△ 17.6	△ 35.6	18.0	
資金 不 足 比 率	—	—	—	

- (注) 1 資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剩余额を表します。  
 2 資金不足比率の計算値は、資金不足が生じていない場合は、△(負の値)で表示されます。  
 3 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表示しています。

## 6 審査の所見

### (1) 健全化判断比率について

当年度の健全化判断比率は、すべての比率が早期健全化基準を下回っています。実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため、その比率は計上されていません。

また、実質公債費比率は前年度と同率、将来負担比率は前年度に比べて減少しており、改善の傾向が見られます。

健全化判断比率の公表が始まった平成19年度以降の実質公債費比率及び将来負担比率の推移においても、財政健全化の維持、改善などにより、各比率は着実に健全化の方向に進んでいることがうかがえます。

一方、今後の財政運営を考慮すると、生産年齢人口の減少等による市税収入の減少や、高齢化社会の進展による社会保障経費の増加などにより、財政の硬直化が進むことが懸念されます。

こうした状況を踏まえて、引き続き、自主財源の確保と効率的かつ効果的な行政体制の整備を図り、健全で持続可能な財政基盤の構築に向けた取り組みを進められることを期待します。

### (2) 資金不足比率について

当年度は、水道事業会計及び公共下水道事業会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は計上されていません。

平成28年4月から水道局と下水道部を組織統合されるとともに、下水道事業特別会計を公営企業会計へ移行されました。

今後については、震災対策を含めた施設整備などに伴い、多額の資金需要が見込まれますが、上下水道局という新たな執行体制の下、組織統合や企業会計化によるメリットを十分に生かして、引き続き財務体質の改善と経営の合理化に取り組み、健全な事業運営に努められることを期待します。

